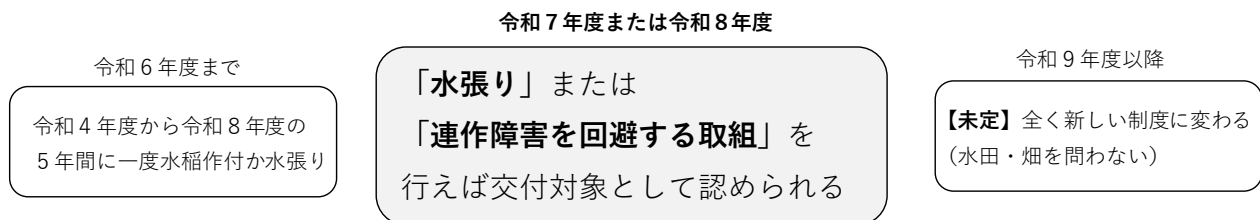


～水張りルールの見直しについて～

令和7年1月末、「水張りルールの見直し」の方針が発表され、「水張り」または「連作障害を回避する取組」のいずれかに取り組むことで、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田として認められることになりました。

茅野市地域農業再生協議会では、JA、県農業農村支援センター、近隣市町村（原村、富士見町）とも協議しながら、取組内容や取組確認方法について検討してきました。



「連作障害を回避する取組」とは？

- ① 土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用
- ② 土壌に係る薬剤の散布
- ③ 後作緑肥の作付け
- ④ 病虫害抵抗性品種の作付け
- ⑤ その他、地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組

「経営所得安定対策等実施要綱」別紙1の2の(1)の④より

「⑤地域農業再生協議会が判断する取組」とは？ ※そばのみ

- ・収穫後のすきこみ含む耕起4回以上（産地交付金の市設定の要件と同内容）
- ・種子更新

～取組確認方法について～

確認 1 回目：【夏】取組前のチェックリスト提出

→取組予定内容についてのチェックリストを提出する。

確認 2 回目：【秋】取組実施後のチェックリスト提出（11月頃予定）

→取組実施内容について、交付金対象ほ場毎の取組実施日を記録した作業日誌を提出する。

上記2回の内容を耕作者に通知することで水張りルールの見直しと連作障害を回避する取組の内容を周知し、取組確認（チェックリスト）の提出により、交付金の対象であることを地域農業再生協議会で判断いたします。